

## 令和3年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和3年4月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

### 1 職名及び採用予定人数

職名	採用人数
消費生活相談員	1人

### 2 受験資格

#### (1) 資格

公的機関において相談員として実務経験が令和3年4月1日現在で1年以上（見込み可）あり、パソコンによる相談情報の検索及び入力ができること、かつ消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされる者を含む。）。

#### (2) 欠格条項（次の各号のいずれかに該当する方は、受験できません。）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 勤務条件等

#### (1) 勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
月曜日から金曜日までの間における所属長が定める週4日以内 午前9時30分から午後4時30分まで 休憩時間は、正午から午後1時まで	田無第二庁舎5階 西東京市消費者センター (西東京市南町五丁目6番13号)

#### (2) 職務内容

- ア 消費生活全般にわたる相談の受付及びその迅速な処理に関すること。
- イ 消費生活に係る資料の展示及び情報の提供に関すること。
- ウ 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）第4条、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）第14条、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）第5条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第13条及びガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）第12条の規定に基づき市が処理する事務に関すること。
- エ 事業者に対する苦情処理のあっせんその他の市民の消費生活に関する助言、援助等

を行うこと。

オ その他市民の消費生活に関すること。

(3) 報酬等

ア 報酬額 日額 13,000 円 (令和 2 年度実績)

イ 通勤費及び期末手当

西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により期末手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4) 社会保険等

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(5) 休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1) 面接試験 応募者全員に対して、次のように行います。

ア 試験日 令和 3 年 2 月 6 日 (土)

イ 会場 西東京市役所田無第二庁舎 4 階会議室

ウ 集合時間 受付期間終了後、郵送により後日通知

※受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

(2) 採用候補者 (名簿登載者) の決定及び通知

応募書類及び面接試験の結果を総合的に判定のうえ採用候補者 (名簿登載者) を決定し、令和 3 年 2 月下旬頃までに通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1) 採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとなります。

(2) 採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じたこととなった場合、市 (協働コミュニティ課) から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから 1 か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

社会保険の加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であることを確認するため、

原則健康診断を受診していただきます。

(3) 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、連続4回に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1) 申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和3年1月15日(金)から1月22日(金)まで

※午前8時30分から午後5時まで。土・日曜日は除く。

イ 配布場所

- ①西東京市役所 田無第二庁舎5階 協働コミュニティ課
- ②西東京市役所 田無庁舎5階 職員課
- ③住吉会館 男女平等推進センターパリテ
- ④市ホームページからダウンロード

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和3年1月15日(金)から1月22日(金)午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) ※土・日曜日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎5階 協働コミュニティ課
郵送	令和3年1月22日(金)まで(消印有効) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市役所生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	履歴書	・ 当市指定用紙を使用してください。 ・ 履歴書の指定箇所に最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型写真をのりづけしてください。
②	令和3年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 申込書	当市指定用紙を使用してください。
③	令和3年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 受験票	当市指定用紙を使用してください。
④	自己紹介票	当市指定用紙を使用してください。
⑤	返信用封筒 2通	・ 定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・ 84円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
⑥	受験資格の証明書(写し)	提出がない場合には採用されません。

## 7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。  
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。
- (5) 合否についての問い合わせには、一切応じません。

## 8 郵送・問い合わせ先

西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課

〒188 - 8666 西東京市南町五丁目 6 番 13 号 電話 042 - 420 - 2821 (直通)